

徳島県規則第 一 号

徳島県来庁者駐車場管理規則を次のように定める。

令和 8 年 月 日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県来庁者駐車場管理規則

(趣旨)

第 1 条 徳島県行政財産使用料条例(昭和 39 年徳島県条例第 11 号。以下「条例」という。)第 3 条第 4 項第 2 号に規定する来庁者駐車場(以下単に「来庁者駐車場」という。)の管理については、徳島県庁舎等管理規則(昭和 45 年徳島県規則第 22 号)の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(来庁者駐車場)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項第 2 号の規則で定める駐車場は、徳島県本庁舎来庁者駐車場とする。

(使用時間)

第 3 条 来庁者(条例第 3 条第 4 項第 2 号に規定する来庁者をいう。以下同じ。)が来庁者駐車場を使用することができる時間は、徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第 3 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。

2 来庁者以外の者に来庁者駐車場の使用を許可することができる時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、庁舎管理責任者(徳島県庁舎等管理規則第 4 条第 1 項に規定する庁舎管理責任者をいう。以下同じ。)は、必要がある場合には、前 2 項に規定する時間等を変更することができる。

(使用の手続)

第 4 条 来庁者駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和 35 年法律第 10 5 号)第 3 条に規定する普通自動車とする。

(使用の手続)

第 5 条 自動車を駐車するため来庁者駐車場を使用しようとする者は、来庁者駐車場に入場する際に、駐車券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により駐車券の交付を受けた者(以下「使用者」という。)が来庁者以外の者である場合には、当該駐車券の交付を受けた時に、来庁者駐車場の使用の許可を受けたものとみなす。

(使用料の納付の時期及び方法)

第 6 条 使用者(来庁者を除く。)は、来庁者駐車場から出場する際に、使用料の全額を、現金により、納付しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 来庁者駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の自動車の駐車又は通行を妨げないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) みだりに騒音を発しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、来庁者駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(使用者に対する指示等)

第8条 庁舎管理責任者は、来庁者駐車場の適正な管理及び使用のために必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 使用者がこの規則の規定に違反したとき又は前項の規定による指示に従わなかったときは、庁舎管理責任者は、当該使用者に対し、来庁者駐車場からの退去その他来庁者駐車場の管理上必要な措置を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、来庁者駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。